

2023年11月14日

各 位

会社名 株式会社タカミヤ
代表者名 代表取締役会長兼社長 高宮一雅
(コード番号2445 東証プライム市場)
問合せ先 取締役兼執行役員
経営管理本部長 辰見知哉
(TEL. 06-6375-3918)

第56期（2024年3月期）第2四半期報告書の提出期限延長
に関する承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書を近畿財務局へ提出することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書
第56期（2024年3月期）第2四半期報告書
（自2023年7月1日至2023年9月30日）

2. 延長前の提出期限
2023年11月14日

3. 延長が承認された場合の提出期限
2023年12月14日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2023年11月9日付「2024年3月期第2四半期決算発表の延期および第56期第2四半期報告書の提出遅延（見込み）のお知らせ」にてお知らせのとおり、当社社員1名が架空売上の計上を行っている疑義が発見されたことが判明いたしました。

現時点で判明している具体的な手口としては、次のとおりであります。

- ① 本件は当社社員A社員（以下、「A社員」という。）により実行された。得意先B社（以下、「B社」という。）から翌期の購入予定として注文書を受領したが、翌期である4月以降にこの内容を購入するとの予約的なものであり、即納を求めた正式な発注ではなかった。
- ② A社員は売上の嵩増しができると考え、2022年3月末に実出荷を伴わない先行売上計上処理を行った。この時点で当該売上原価に当たる商品は簿外在庫として棚卸対象外の品目として保管されることとなる。当該簿外在庫については棚卸実施時にカウント対象外である旨がA社員より棚卸実施者に伝達されていた。
- ③ 先行売上計上した売掛金は、社内の未収金管理で問題が発生しないよう、販売管理システムの来勘処理機能を利用し翌々月請求へ変更した。
- ④ 前述のB社からの実出荷を伴わない注文とは別に、同社からの商品購入注文に対して納品を行い、会計上の売上計上を伴わない商品を含む手書き請求書を発行し、簿外資産としていた

商品と併せて納品を行った。

- ⑤ 手書き請求書に対する入金は、先行売上計上した売掛金に充当していた。
- ⑥ 2023年3月末にも同様の処理を行い、先行売上の計上を行った。
- ⑦ その後も実出荷に合わせて手書き請求書の作成を行い、先方へ発送の後に支払日に入金された金額を充当することを繰り返していたところ、金額不一致が発生して把握不能に陥り、2023年10月末現在で23百万円の未入金が発生となった。また、当社機材Baseには実出荷をし切れなかったと想定される簿外在庫が2023年9月30日現在において確認されている。

本事案発生に伴い、過年度を含めた売上高、売上原価並びに当該科目に付随する科目についての財務諸表及び連結財務諸表の表示内容、また当事業年度及び当連結会計年度の期首残高等を確定するために必要な過年度の財務諸表及び連結財務諸表について、不正による重要な虚偽の表示の疑義が生じており、当該内容についての社内調査の実施並びに会計監査人の追加監査手続きが必要な状況となっております。

当社は、本事案の解明および類似の事案の有無について徹底的に調査するため、弁護士資格を有する社外取締役（監査等委員）を委員長とする社内調査委員会を、2023年11月2日に設置しております。社内調査委員会による調査期間は、2023年11月2日から12月13日までを計画しており、①財務諸表への影響、②当該事業所の他の得意先との取引、③当該事業所の他の取引、④全社的な類似取引、⑤過去に遡った類似取引の調査を予定しております。

なお、当該調査による本事案の解明や類似案件の存否を含めた調査報告をもって、他の不正行為による虚偽表示が存在しないかを確認するための手続きが必要となり、また、調査には、2022年12月に発生したシステム障害によって毀損したデータの復旧、検証に相当程度の時間を要することを想定しております。

当社会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人においては、当該調査による本事案の解明および調査報告をもって、他の不正行為による虚偽表示が存在しないかを確認するための手続きが必要となり、当社は法令に定める提出期限までに会計監査人から四半期レビュー報告書を受領できない見込みとなりました。

以上により、当社は、本日、第56期（2024年3月期）第2四半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請書を近畿財務局に提出し、提出期限を2023年12月14日とした四半期報告書の提出期限の延長に関わる承認申請を行うことといたしました。

5. 今後の見通し

今回の四半期報告書の提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。なお、当該四半期の決算短信につきましては、延長が承認された場合の四半期報告書の提出期限と同じく2023年12月14日までに開示することを予定しております。

株主および投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には、ご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

以上